を「第八条第七項」に改め、同項第一号イからハまでの規定中「前条第一項第一号イ」を「第八条第一項第一号イ」に改め、同項第二号イ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に、「二万二千二百円」を「二万八千八百円」。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。」に改め、同号ロ中「前条第一項第一号イ」を「第八条第一項第一号イ」に改め、同項第三号イ中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同号ロ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に改め、同条第八項中「前条第八項」を「第八条第八項」に改め、同条第九項中「前条第九項」を「第八条第九項」に改め、同条に次の一項を加える。

10　前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項の高額療養費算定基準額は、それぞれ十四万四千円とする。

第十条第一項第二号イ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」に改め、同項第三号イ中「一万二千二百円」を「一万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千二百円とする。」に改め、同項第四号イ中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同号ロ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に改め、同条第十項中「当該法第五十三条第一項第五号」を「当該同号」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　被保険者が計算期間においてその資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者をいう。第十三条第一項において同じ。）とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における第八条の二の規定による高額療養費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、同条及び前条第十項の規定を適用する。

第十一条第一項中「場合に第一号に規定する」を「場合に」に、「介護合算按分率（同号）」を「介護合算按分率（第一号」に改め、同項第一号中「前年八月一日から七月三十一日までの期間（以下この条及び第十三条第一項において「計算期間」という。）」を「計算期間」に、「被保険者（計算期間の末日（以下この条から第十三条までにおいて「基準日」という。）において被保険者（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員を除く。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）である者に限る。以下この条において「基準日被保険者」という。）」を「基準日被保険者」に、「当該被保険者」を「被保険者」に、「法第八十二条第一項」に改め、「第五項まで」の下に「又は第八条の二」を加え、同項第二号中「基準日被保険者の被扶養者（基準日において被扶養者である者に限る。以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同項第三号中「健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であつた者（健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。次条第四項において同じ。）を含む。）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は後期高齢者医療の被保険者」を「第八条の二第七項に規定する組合員等」に、「健康保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者」を「同条第八項に規定する被扶養者等」に改め、「の合算額」を削り、同条第三項中「である者」を削り、「同号に掲げる額」を「第一号に掲げる」に、「額」と」を「」と、同項ただし書中」に改め、「から」を削り、同条第四項中「組合員等（」に、「である者を除く。以下この項において「組合員等である者（基準日において」を「組合員等（」に、「である者を除く。）」を「を除く。）である者」に改める。

第十二条第二項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項の表中「健康保険法第三条第二項に規定する」及び「（以下この項において「日雇特例被保険者」という。）」を削り、「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に、「第四十四条第四項」を「第四十四条第七項」に、「自衛官等（以下この項」を「自衛官等（以下この表」に、「当該世帯主等」及び「当該者」を「当該国民健康保険の世帯主等」に改める。

第十三条第一項中「以後の」の下に「当該」を加え、「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者」を「医療保険加入者」に改める。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第四条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十一条の三の四」を「第十一条の三の三、第十一条の三の四（第一項第二号、第四号、第八号、第十号、第十四号及び第十六号、第三項並びに第四項を除く。）」に、「（第十二項」を「（第十三項」に、「、第十一条の三の四第一項第二号」を「、第十一条の三の三第一項第二号」に改め、「第八項及び第九項」の下に「、第十一条の三の四」を加え、「第十一項まで」を「第十二項まで」に改め、「第十一条の三の六の四第一項、」を削り、同条の表第十一条の三の四第一項第二号の項中「第十一条の三の三第一項第二号」を「第十一条の三の三第二号」に改め、同表第十一条の三の四第四項第一号の項中「第十一条の三の四第四項第一号」を「第十一条の三の三第四項第一号」に改め、同表第十一条の三の四第四項第三号の項中「第十一条の三の四第四項第三号」を「第十一条の三の三第四項第三号」に改め、同表第十一条の三の四第七項の項中「第十一条の三の四第七項」を「第十一条の三の三第七項」に改め、同表第十一条の三の四第八項の項中「第十一条の三の四第八項」を「第十一条の三の三第八項」に改め、同表第十一条の三の四第九項の項中「第十一条の三の四第九項」を「第十一条の三の三第九項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十一条の三の四第一項	から第六号まで	、第三号、第五号及び第六号
	基準日組合員合算額	基準日加入者合算額
	から第十二号まで	、第九号、第十一号及び第十二号
	から第十八号まで	、第十五号、第十七号及び第十八号
	基準日組合員に	基準日加入者に
	基準日組合員が	基準日加入者が
	おいて法	おいて私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	当該組合の組合員	加入者
	基準日組合員」	基準日加入者」
	（法	（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	法第五十一条	私立学校教職員共済法第二十条第三項
	基準日組合員の	基準日加入者の
	財務省令	文部科学省令
	基準日組合員を	基準日加入者を